### 認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

生人名	物が開始しておってルネス会	支續判定期間 3	平成 31 年	1月	1日~令和5年12月3	11日
	常収入金額のうちに審附金等収入金額の占める割分の1 (20%) 以上であること。	合が実績判定期	M (下記)	主意李	項参照) におい	
				ĺ	実績判定期間	
経	常収入金額(⑦の金額)		[	①	1, 475, 010 円	
総	収入金額			Ø	1, 475, 010 円	
	国の補助金等の金額(②欄に金額の記載がある場合は、記	入不可)		Ø	0円	
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額			Ø	0円	
控	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共 いる場合の負担金額	団体が負担すること	ととされて	€	0円	
除	資産の売却収入で臨時的なものの金額			<b>Ø</b>	0円	
金	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に根基準・原則用)①欄の「( )」)	当する金額(付表	1 (相対値	ℬ	0円	
額	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用		でその合計	€	0円	
	新附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない新附金額( ◎欄)	付表 1(相対値基準	・原則用)	Ø	0円	
翘	<del></del>	<del></del>		Ø	1, 475, 010 円	<b>=</b> 0
寄	附金等収入金額(舎の金額)…	••••••		2	920, 000円	)
						•
受力	者附金総額(付表1(相対値基準・原則用)(分欄)			⊜	1,100,000円	
控	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準	き・原則用)①欄)		●	180,000円	
除金	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同 計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則		でその合	0	0円	
額	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付 ②欄)	・原則用)	8	0円		
差	金額 (②-++)			€	920, 000 円	
会	中収入(企欄と付表2(相対値基準用) ④欄のうちいずれか	少ない金額		0	0円	<u>.</u>
国0	神助金等の金額(②欄の金額を限度とする。)			Ø	0円	
合語	†金額 (®+②+③)			9	920,000円	<b>⇔</b> ②
基準	となる割合 (②÷①) ····································			3	62, 37%	َ [
	<del>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </del>			•	•	_

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年(初回のみ2年、更新は5年)内に終了した各事業年度 のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
- 例えば、3月決算法人が24年6月に申請書を提出する場合、過去2年内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は 初めて認定を受ける法人の場合は22年4月1日から24年3月31日(更新時は5事業年度)となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください(第2表以下についても間接です。)。
- ・ ③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

## 受け入れた寄附金の明細表

第1表付表1(相対値基準・原則用)

-	بالكال الفرائد المساوي في الكنينية في المساون المساون المساون المساون المساون المساون المساون المساون المساون			
法人名	特定非常利益動法人 日本テニスウエルネス協会	実績判定期間	平成 31 年 1 月 1	日~令和5年12月31日

#### 1 基準限度額の計算

受		入		畜		附		金		総		額	<b>(A)</b>	1,100,000円
休	眠	預	金	等	交	付	金	関	係	助	成	金	₿	0円
1	■限度 質の総												0	110,000円
1	i限度 gの総												Ð	550,000 円

#### 2 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金

②    ②    ②    ③    ③    ③    ③    ③	
及びその住所が明らかでない寄附金の額	0円

3 帯附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金

寄附金の合計 以上の役	役職		<b>①</b> 寄附金額		法人、額 動法人に	② ①欄と② (特定公益増進 法人、認定特定非営利活 動法人については②) 欄 のいずれか少ない金額		③ ①のうち基準限度超過 額(①②)		
該当なし				(	) 円	(	) 円	(	) 円	
				(	) 円	(	) 円	(	) 円	
		••••		(	)	(	)	(	)	
				(	<u>円</u>		円 )	(	円 )	
				(	<u>円</u> )		 円 )	(	<u>円</u> )	
••••••	****************	•••••		··· <del>·</del> ··	́ <del>П</del>	`	円	` (	<u>́</u> H	
				•••••	) 円	(	) 円		) 円	
				(	) 四	(	) 円	(	) 円	
•••				(	) 円	(	) 円	(	) 円	
役員等からの者 のものの合計部	・附金の額が 20 J i	5円以上	Ø	(	0円	(	0円	(	0円	
®欄以外の同 一の者からの	特定公益增進治 定特定非営利品		©		0円		0円		0円	
寄附金の額が 1 千円以上の ものの合計額	◎欄以外の者		<b>6</b>	(	) 1,100,000 円	(	) <b>920,000</b> 円	(	) 180,000 円	
同一の者から 未満のものの	の寄附金の額が 合計額	1千円	0	(	0円					
休眠預金等交	付金関係助成金		0		0円					
					( )				( )	
合 計(種	)+ <b>©+(1)</b> +(1)	)+ <b>()</b> )		8	1,100,000 円			(D)	180,000 円	

(注意事項)

①~②の各側の「( )」には、遺職(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた客附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた客附金の額を記載してください。

### 社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2(相対信基準用)

法人名	<b>粽港福祉</b> 从 B本デニスウエルネス協会	実績判定期間	平成31年1月1日~令和5年12月31日

#### 1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイと口の基準を満たす必要があります。

	基準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
1	社員の会 <b>費の額</b> が合理的な基準により 定められている	定款 付則6により、「正会員は、年会費¥5,000」と定められている。	色いいえ
п	社員(役員等を除く。)の数が20人以上 である	社員名簿に23名登載。(内役員等5名、役員親族0名) 令和5年12月31日現在	the COD

※ イと口の基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入審附金算入限度額の計算」を行ってくださ い。

### 2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	① <sub>円</sub>
共益的活動の割合(第2表③欄 )	② %
①から控除する金額(①×② ) ・・・・・・・・	③ 円
差 引 金 額(①-③)	(4) P3

第1表 (相対値基準・原則用) ②欄又は、 第1表 (相対値基準・小規模法人用) 受欄へ

#### (注意事項)

社員の会費に関する基準について確認するため、会別等や社員名簿の提示を求める場合があります。

## 認定基準等チェック表 (第2表)

イー・ロー・イー・スキー・イー・イー・イー・イー・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・	だ非常的が 日本デニスウェルネス 定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合 等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供 互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等 いで行われるもの等を除く。) 等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、名 準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の領 渡等を除く。) 「項」 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、 の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を3	今は、は、一つのでは、一つのでは、一つのでは、これでは、一つのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	以下「資産の譲渡等」という ある活動(資産の譲渡等のう の地域に居住し又は事務所そ の者である活動(会員等に対 く地域をいいます。 を研究、情報提供その他の活	ち対価 の他こ する <b>資</b>
	[		実績判定 期間	
कुं	べての事業活動に係る金額等	1	(指標 ) 1,540,962 円	
(I) Ø	うちイ〜ニの活動に係る金額等	2	0円	
	会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。) に係る金額等	8	0円	
1	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会 員等である活動に係る金額等	6	0円	
П	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	©	0円	
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	<b>@</b>	0円	
=	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求 める活動に係る金額等	e	0円	
	合 計 (@+(b)+(c)+(d)+(e)	Ð	0円	<b>⇒</b> ②^
基準	iとなる割合 (②÷①)	3	0%	

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

## 認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 日本テニスウエルネス協会	チェック欄
	検及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること  の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	0

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費金が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

項目		役員数	最も人数が多 い「親族等」の グループの人 数	割合(②÷①)	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	割 合 (4)÷(1)
区	₩	0	<b>Q</b>	3	•	⑤
<b>a</b>	令和元年1月1日~12月31日	7人	0人	0%	0人	0%
6	令和 2年1月1日~12月31日	7人	0人	0%	0人	0%
©	令和 3年1月1日~12月31日	5人	0人	0%	0人	0%
0	<b>令和4年1月1日~12月31日</b>	5人	0人	0%	0人	0%
e	令和5年1月1日~12月31日	5人	0人	0%	0人	0%
Ð	年月日~年月日	人	人	%	J.	%
申	請時	5人	0人	0%	0人	0%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び与については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	<b>a</b>	<b>6</b>	©	<b>@</b>	e	Ф	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいえ	はいいえ	はいいた	はい いいえ

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 派付を省略することができます。

	項 —————	目	<u> </u>	<u>(b)</u>	©	<b>@</b>	e	Ð	申請明
会計につ ている	いて公 <del>認会計</del> 土	・又は監査法人の監査を受	it Ith	this is	HIV	Hiv	HIV NOW	はいいえ	はい
	の備付け、取引 告法人に準じて	の記録及び帳簿書類の保 行っている	存しいえ	いいえ	いいえ	いな	いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	いいえ
<b>食味</b>		<b>那办、<u>監查</u>証明書文は第</b>	***	·····	T	<b>M</b> 付してく: の		Œ	ch 3#w
	項	目	<b>a</b>	<b>1</b>	©	<b>w</b>	(e)	W.	申請
	らかでない支出 等の不適正な経	がある、帳簿に虚偽の記	有無	有・∰	有優	有∙∰	有 🐠	有∙無	有∙€

## (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 日本テニスウエルネス協会	<b>a</b>	Θ	©	0	©	Ð	申請時
役」	員 数	7人	7人	5人	5人	5人	人	5人
(1)	最も人数が多い「親族等」 のグループ の人数	0人	0人	0人	0人	0人	人	0人
使	最も人数が多い「特定の法人の役員又は 用人である者並びにこれらの者の親族 」のグループの人数	0人	0人	0人	0人	0人	人	0人

			役	員の	内	訳						
				続柄				就	任	等	の >	<b></b>
氏	名	住 所	職名	等	(8)	<b>6</b>	©	<b>a</b>	®	Ð	鐁	就任・退任 年月日
松枝	禮		理事		0	0	0	0	0		0	就任 平成11年4月21日
三浦	知義		理事		0	0	0	0	0		0	就任 平成19年1月1日
矢内	信夫		理事		0	0	0	0	0		0	就任 平成11年4月21日
<b>湯</b> 山	泰次		理事		0	0	0	0	0		0	就任 平成19年1月1日
岩井	勇策		理事		0	0						就任 平成31年1月1日 退任 令和2年12月31日
松本	公一		理事		0	0						就任 平成11年4月21日 退任 令和2年12月31日
鈴木	千登世		監事		0	0	0	0	0		0	就任 平成29年1月1日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。「

法人名		特定非営利活動法人 日本テニスウエルネ	ネス協会	
伝 票 3	ては 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳		表計算ソフト (Excel)	随時	7年
預金出納帳		表計算ソフト (Excel) ルーズリーフ	随時	7年
総勘定元帳	<u> </u>	会計ソフト (キーパー財務) ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帧	<u> </u>	会計ソフト (キーパー財務) ルーズリーフ	随時	7年

#### (記載要補)

- 「伝薬又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝薬」、「出金伝薬」、「振替伝薬」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単栗」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「配帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように配載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

#### 認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 日本テニスウエルネス協会	チェック欄
	舌動に関して次に掲げる基準に適合していること 取活動又は政治活動等を行っていないこと	0

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と 当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財 産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの 活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1	,							
	項目	<b>a</b>	<b>©</b>	©	<b>@</b>	e	Ð	申請時
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者 教化育成する活動	を有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれ 反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	特定の公職の候補者若しくは公職にある者 は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反 する活動		有・無	有・無	有・無	有・∰	有・無	有・無

(a) **(**B) (C) **@** 中請特 項 **(e) (** 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対す 有・∰金 有・傷 有・無 有・無 有・(無) 有・無 有・∰会 る報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役 員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与 の有無 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 有・無 有·無 有・無 有・無 有・(無) 有・無 有・(無) 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 有 無 有 無 有・無 有・無 有・無 有·無 有・無 業の運営に関して特別の利益の供与の有無 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有・(無) 有・(無) 有・無 有・(無) 有・無 有・無 有・無 有無

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

,,

項目		実績判定期間
事業費の総額	Ө	1,540,962 円
特定非営利活動に係る事業費の額	2	1,540,962 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	3	100%

注・「ハ」 について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、 使用した指標及び単位を記載 してください。

使用した指標	単位

・ 算出方法を具体的に示す資料を 添付してください。

\_

項	目		実績判定期間
受入寄附	金 総 額	1	1,100,000円
受入寄附金総額の 利活動に係る事業		2	1,100,000円
受入寄附金の充当	割合 (②÷①)	3	100%

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金 額
	円

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及び二)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に は記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

#### 役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

N.L.		27
VE.		
47.	75	~

#### 特定非営利活動法人 日本テニスウエルネス協会

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)(以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給(実績判定期間及び申請書の提出の日までに行った取引等)について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
  - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

-	氏	名	職	名	法人との関係 (注2)	報酬 · 給 区	与の 分	支給期間等	支系	合金	額
該当	なし										
								<del></del>	-		
	<del></del>		ļ								
•••			<del>                                     </del>								
								<u> </u>			<u>-</u> -
<del></del>	-		<del>                                     </del>								

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

#	<b>E</b>	計	期	間	平成31年1月1日						~令和	~令和6年8月28日 ————————————————————————————————————													
¥	È	与	を	得	た	職	員	の	総	数		左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
									(	)人															0円

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表 1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の 提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 窓定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

### 役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2(初葉)

法人名

### 特定非営利活動法人 日本テニスウエルネス協会

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係 <sup>(注)</sup> にある者 (以下「役員等」という) 又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等 (<u>実績判</u> <u>定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等</u>) について以下 の項目を記載してください。
  - (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
    - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
    - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける令銭その他の財産によって生計を維持している関係
    - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	護渡資産の内容	<b>譲 渡</b> 年月日	譲渡	価格	その他の取引条件等
		<b>該当な</b> し			円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	<b>貸</b> 付 年月日	対価の額	その他の取引条件等
		該当なし		円	
				円	
				円	
				円	
			-*	円	
				円	
				円	

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出 時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

対引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件 等
		ホームページ管理 指導の業務委託料	平成31年5月8日	50,000円	請求書による
				円	
				円	
				円	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
<del></del>				円	

Ž	2 役員の選出での他当法人の別座の連用及い事業の連合に関する事項
	(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)
	該当なし

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支 出した新附金)

支出先の名称等	A:	所	等	#	Д1. 4	¥.	В	П	支	出	金	松百	寄附の	ηВ	的名	盛
	12	<i>D</i> I	<b>T</b>		ш -	T-	<u>л</u>	н_					M1 P11 V	<u> </u>	м,	_
該当なし												円		_		
			·		•							円				
												円				
												円				
												円				ï
												円				
												[7]				

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出 時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

### 認定基準等チェック表 (第5表)

法人	.名	特定非営利活動法人 日本テニスウエルネス協会	チェック欄
		掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ 事務所において閲覧させること	0

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する皆及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
  - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

数関	覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10/
	以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)
イ	② 役員名簿
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)
	※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
口	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
·	次の事項を記載した書類
	① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
	② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
	③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
	・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取
	・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれ
	の者と特殊の関係のある者との取引
朩	④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該社会
	人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその行
	附金の額及び受領年月日
	⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況
	a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。)
	b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
	⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
	⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

## 認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利益が法人 日本テニスウエルネス協会
	INCITATIONS FOR THE MAN

#### 認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第 29条の規定により所轄庁に提出していること															f=9;	ク欄		
特定	恺	利活動(	足進法第	28	条に規定	どする事	業権	<del>/ 曹等</del>	の所轄	テ~ݖ	の提出の	)有無						
	<b>a</b>			<b>(b)</b>			©			<b>a</b>			<b>@</b>			Ð		
有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	
	9条 特定	9条の規 特定非営 <a>②</a>	9条の規定によ 特定非営利活動	9条の規定により所轄 特定非営利活動促進法第	9条の規定により所轄庁に 特定非営利活動促進法第28 ③ ・ ⑤	9条の規定により所轄庁に提出し 特定非営利活動促進法第28条に規定 ③ . (b)	9条の規定により所轄庁に提出している 特定非営利活動促進法第28条に規定する事	9条の規定により所轄庁に提出していること 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報	9条の規定により所轄庁に提出していること 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等	9条の規定により所轄庁に提出していること 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄F	9条の規定により所轄庁に提出していること 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁へ	9条の規定により所轄庁に提出していること 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の	9条の規定により所轄庁に提出していること 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無 ③ . ⑤ © ④	9条の規定により所轄庁に提出していること         特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無         ②       ①       ②         ②       ②       ②	9条の規定により所轄庁に提出していること         特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無         ③       ・ ⑤       ⑥       ⑥	9条の規定により所轄庁に提出していること         特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無         ②       ①       ⑥	9条の規定により所轄庁に提出していること         特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無         ③       ⑤       ⑥       ⑥       ⑥	9条の規定により所轄庁に提出していること         特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無         ①       ©       ①       ⑥       ①

## 認定基準等チェック表 (第7表)

	/ 広市人は広市に乗りいて、近日のことがは、一直の一方では、「大田人」には、「いっと、「田人」とは、「田人」という。 「田人」という。 「田人」という。」 「田人」」 「田人」という。」 「田人」という。」 「田人」という。」 「田人」」 「田人」 「田人」」 「田人」」 「田人」 「田人」」 「田人」 「田人															チェック欄													
益	益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと															0													
			• • -			_	他不正	Eの行 ©	為に	より作	可らか <b>の</b>	の利	益を得	<b>(B)</b> 又(	法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実         その他公益に反する事実の有無         ②       ⑤       ⑥       申請時														
}	_						-																						
	有	•	<b>(#)</b>	有	•	<b>(#)</b>	有	•	<b>(#)</b>	有	•	<b>(#)</b>	有	• (	<b>#</b>	有	•	無	有	٠ (									

#### 認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した ていること	日を含む事	業年度0	か初日	において	、その設立の日は	以後1年を	超える其	間が経	通し	チェック欄
事業年度	月	日~	月	Ħ	設立年月日		年	月	Ħ	

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法 第55条第1項に基づく書類(役員報酬期限等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 日本テニスウエルネス協会		チェックギ				
認定、	特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当 、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。	する法					
	、行列設定又は設定の有対列的の更新を受けることができません。 のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		0				
	定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例	別認定をご	ひり消され				
	合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利						
	定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過						
	銀以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日か	から5年	を経過しな				
い者の特	・ 定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑	± 204 €	L (注1) 力				
	た。 は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違						
司金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない。							
	力団の構成員等 (注2)						
	又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人						
	又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を結	<b>空温 !                                   </b>	(社) (配				
	文は地方祝の滞料処分の執行かされているもの文は当政滞料処力の終了の日から3年で# 例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証[						
<del>, - ,</del>	例認定及り認定の有効例前の受制の中間時には、所轄化場を支持から文刊を支付に解抗値 都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要と						
	銀道州宋が学及び中国の「15000大」で文1772/開刊に対し、「第50年7月10万円であった」 に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	<u> </u>	/ 0				
	いずれかに該当する法人						
イ暴	- <del> </del>						
口暴	力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人						
		<u> </u>					
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無						
7	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定	<u> </u>					
'	を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特						
	定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその	有・	<b>(#)</b>				
	取消しの日から5年を経過しない者の有無						
	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5	有・	<b>(#9</b> )				
;	年を経過しない者の有無						
	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑人						
	法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す	有・					
	る法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けるこ	.14	(m)				
	とがなくなった日から5年を経過しない者の有無		-				
=	暴力団の構成員等の有無	有・	<b>(III)</b>				
	385 ATT-> H110 ATT-> 11 JW		<u>~~</u>				
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はいし	1412				
	Month of the American Company of the		<u></u>				
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・	いいえ				
	んかべる子来川回日・ババはいてに色人とく、のゆく	160,					
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過	<del></del>					
-	しない法人	はいし	いいえ				
			X等IIII ★				
37C-1-1	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所 <b>轄税務署長等から交付を</b>						
添付	「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を	NAMA OC	<u>-c</u>				
書類	※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること		- 1				
	※役員報酬規程等提出書には添付不要						
_	「中心」となった。ナベートではなんで、1上に十つ人)とは、またまないは、人 とはない としょ ロント スケーシャンは、 しょいしょ	131.7	12122				
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・(	עלי אי א				
	March 12 had Joseph March 7 St. 1						
6	次のいずれかに該当する法人	, 23 · · ·					
1	暴力団	はい・(					
ㅁ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・(	( <u>\$2.47</u>				

# 寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人	日本テニスウエルネス協会
IZ/CH	「いん」「日子」「日本」」「人	HATT - NOT NOW A

事 業 名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄附金充当 予 定 額
テニス及び ボランティア活動の 普及、振興	ラケットリサイクル	通年	全国各地	3名	希望団体へ 送付	150 千円
	親子テニス	11 月	あすなろ ラケット クラブ	2名	参加希望する 親子20名	
	レイテイングによる テニス普及活動	6, 11月	仙台市	3名	参加希望する 50名	
テニスによる 子供の健全育成	ジュニア大会	2, 5, 7, 8, 10, 12 月	京都府	100名	参加希望する 1,600名	50 千円